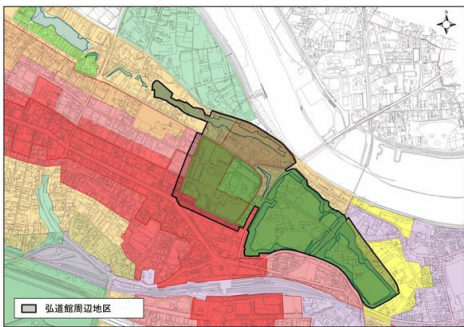
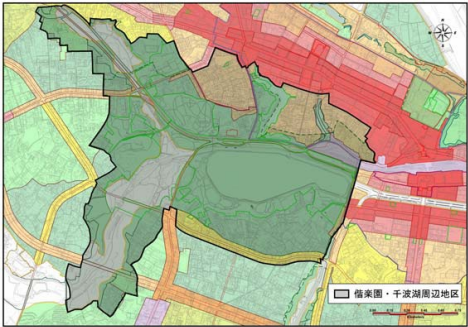
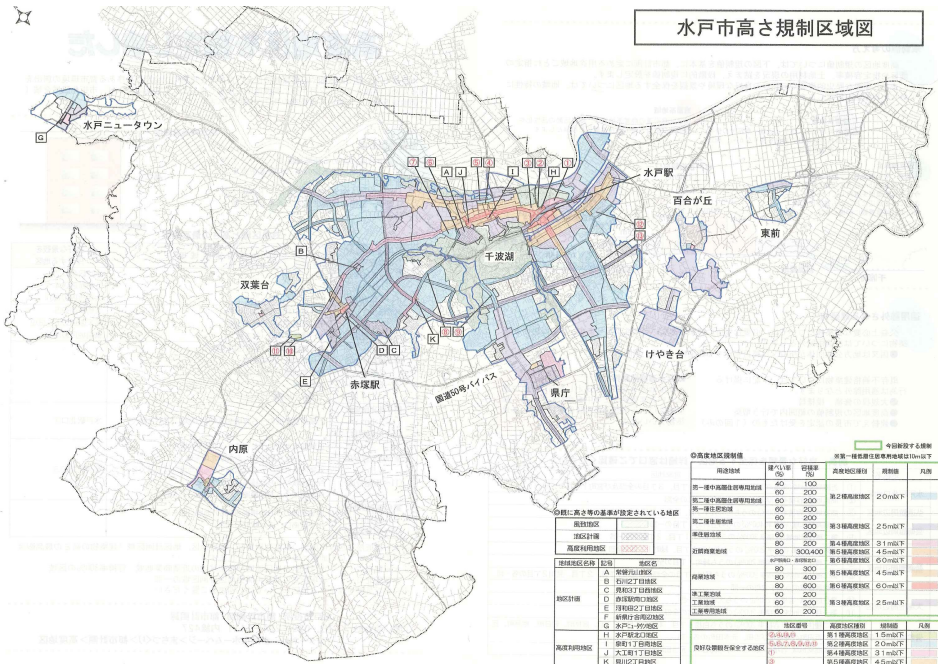


評価軸① 組織体制	
評価対象年度	
平成23年度	
項目	現在の状況
①水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループによる課題検討 (座長:文化課長, 副座長:都市計画課長, 委員:関係課長補佐) ②水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会の推進 (委員長:教育次長, 副委員長:都市計画部長, 委員:関係課長) ③水戸市歴史的風致維持向上計画協議会の実施 (座長:水戸市都市景観審議会会長・茨城県文化財保護審議会会長, 他)	☐ 実施済み(計画の全て) ☒ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で	
①水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループ (H24.2.21実施) ②水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会 (H24.5月実施予定) ③水戸市歴史的風致維持向上計画協議会 (H24.5月実施予定)	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)
☐ 計画どおり進捗している ☒ 計画どおり進捗していない	・東日本大震災により市内の文化財が大きく被災し, その復旧方策の検討を優先しているため, 歴史まちづくりに関する検討が予定より遅れている。
状況を示す写真や資料等	
①水戸市歴史まちづくり推進ワーキンググループ会議 第3回 平成24年2月21日開催 議題 ①弘道館・水戸城跡周辺地区における歴史まちづくりについて ②その他 第4回 平成24年5月開催予定 ②水戸市歴史的風致維持向上計画検討委員会 第8回 平成24年5月開催予定 ③水戸市歴史的風致維持向上計画協議会 第4回 平成24年5月開催予定	

評価軸②

重点区域における良好な景観を形成する施策

評価対象年度		平成23年度																																																																																																																																								
項目	現在の状況																																																																																																																																									
①水戸市屋外広告物条例の運用 ②高度地区の運用 ③水戸市景観計画及び水戸市都市景観条例の運用	☐ 実施済み(計画の全て) ☒ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定																																																																																																																																									
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で																																																																																																																																										
①水戸市屋外広告物条例の制定により、重点区域内の「偕楽園・千波湖周辺地区」及び「弘道館周辺地区」を屋外広告物広告物特別規制地区に指定することで規制を強化し、良好な眺望景観の保全を図っている。(許可件数:約1,300件:3月末日現在) ②重点区域を含む市街化区域全域(既に高さ規制のある地域を除く)について高度地区の都市計画決定を行い、歴史的資源や自然景観の保全、良好な住環境の保全及び秩序ある都市環境の創出を図っている。 ③水戸市景観計画及び水戸市都市景観条例により、良好な景観の形成に支障を及ぼす行為(大規模建築物等)について、事前届出制度による景観誘導を図っている。(届出件数:12件:3月末日現在)		図面の添付の有無 ※都市計画関連の変更がある場合のみ																																																																																																																																								
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題(自由記述)																																																																																																																																								
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		既存不適格となる屋外広告物の取扱い																																																																																																																																								
状況を示す写真や資料等																																																																																																																																										
①屋外広告物特別規制地区 弘道館や偕楽園等の水戸を代表する魅力ある眺望景観の保全を図るため、水戸市景観計画において、屋外広告物の行為の制限について特に重点的に景観形成を図る区域と位置つけた次の区域を、屋外広告物特別規制地区に指定しました。これらの地区については、高い位置に設置が可能となる屋上利用広告物などを規制することにより、良好な眺望景観を保全することを目指します。(条例第6条) 【規制内容】 これらの地区では、次の屋外広告物は表示できません。 ● アドバルーン ● 屋上利用広告物 ● 電光装置等を用																																																																																																																																										
																																																																																																																																										
②高度地区の都市計画決定 重要な歴史的資源や自然等の良好な景観を保全する地区については、地域の特性に応じた規制値を設定しました。 【良好な景観を保全する地区】 ●水戸駅北口地区 ●弘道館周辺地区 ●芸術館周辺地区 ●偕楽園周辺地区 ●備前堀周辺地区、他																																																																																																																																										
③水戸市景観計画及び都市景観条例の運用 景観法に基づき、良好な景観の形成に支障を及ぼす行為(大規模建築物等)について、事前届出制度による景観誘導を図っています。 (対象区域:水戸市全域)																																																																																																																																										
<table border="1"><caption>水戸市高さ規制区域図</caption><thead><tr><th>用途地域</th><th>高さ(米)</th><th>制限</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>第一種中高層住居専用地域</td><td>40</td><td>100</td><td></td></tr><tr><td>第二種中高層住居専用地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第三種中高層住居専用地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第一種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第二種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第三種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第四種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第五種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第六種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第七種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第八種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第九種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第十種住居地域</td><td>60</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第一種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第二種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第三種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第四種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第五種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第六種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第七種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第八種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第九種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第十種商業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第一種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第二種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第三種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第四種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第五種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第六種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第七種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第八種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第九種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr><tr><td>第十種工業地域</td><td>80</td><td>200</td><td></td></tr></tbody></table>			用途地域	高さ(米)	制限	備考	第一種中高層住居専用地域	40	100		第二種中高層住居専用地域	60	200		第三種中高層住居専用地域	60	200		第一種住居地域	60	200		第二種住居地域	60	200		第三種住居地域	60	200		第四種住居地域	60	200		第五種住居地域	60	200		第六種住居地域	60	200		第七種住居地域	60	200		第八種住居地域	60	200		第九種住居地域	60	200		第十種住居地域	60	200		第一種商業地域	80	200		第二種商業地域	80	200		第三種商業地域	80	200		第四種商業地域	80	200		第五種商業地域	80	200		第六種商業地域	80	200		第七種商業地域	80	200		第八種商業地域	80	200		第九種商業地域	80	200		第十種商業地域	80	200		第一種工業地域	80	200		第二種工業地域	80	200		第三種工業地域	80	200		第四種工業地域	80	200		第五種工業地域	80	200		第六種工業地域	80	200		第七種工業地域	80	200		第八種工業地域	80	200		第九種工業地域	80	200		第十種工業地域	80	200	
用途地域	高さ(米)	制限	備考																																																																																																																																							
第一種中高層住居専用地域	40	100																																																																																																																																								
第二種中高層住居専用地域	60	200																																																																																																																																								
第三種中高層住居専用地域	60	200																																																																																																																																								
第一種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第二種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第三種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第四種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第五種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第六種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第七種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第八種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第九種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第十種住居地域	60	200																																																																																																																																								
第一種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第二種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第三種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第四種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第五種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第六種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第七種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第八種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第九種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第十種商業地域	80	200																																																																																																																																								
第一種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第二種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第三種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第四種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第五種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第六種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第七種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第八種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第九種工業地域	80	200																																																																																																																																								
第十種工業地域	80	200																																																																																																																																								

評価軸③

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目	現在の状況	
偕楽園公園整備事業	☐ 実施済み(計画の全て) ☒ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定	
定性的評価(自由記述)		
東日本大震災により、好文亭・奥御殿の外壁・内壁・建具類の損壊、南崖の地割れなど多大な被害を受けたため、復旧工事を実施した。(着手:平成23年10月13日 終了:平成24年2月6日)		
定量的評価		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		

状況を示す写真や資料等



南崖地割れ① 着工前



南崖地割れ① 竣工後



南崖地割れ② 着工前



南崖地割れ② 竣工後

評価軸③

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目	現在の状況	
弘道館公園整備事業	☐ 実施済み(計画の全て) ☐ 実施済み(計画の一部) ☒ 検討中 ☐ 今後、検討予定	
定性的評価(自由記述)		
東日本大震災により、重要文化財である正庁、至善堂、正門、特別史跡内の学生警鐘、弘道館記碑、孔子廟、孔子廟戟門及び築地塀、種梅記碑などが多大な被害を受けた。現在、被災建物・施設を閉鎖している。 国では、旧弘道館復旧整備検討委員会を設置し、復旧方針を検討している。		
定量的評価		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		

状況を示す写真や資料等



正庁玄関崩落状況 ①



正庁玄関崩落状況 ②



孔子廟戟門破損状況



築地塀瓦落下状況

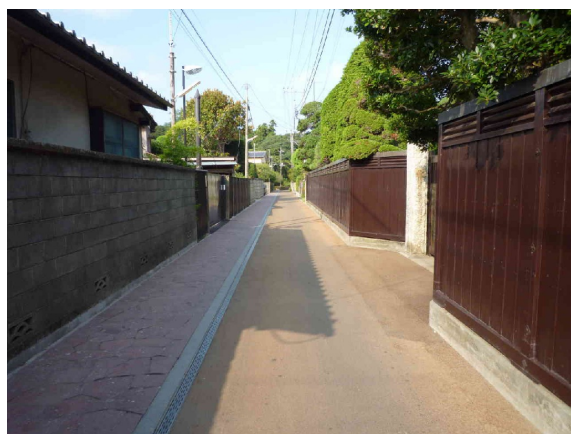
評価軸③

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目	現在の状況	
偕楽園周辺地区道路景観整備事業(平成21年度繰越事業)	☒ 実施済み(計画の全て) ☐ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定	
定性的評価(自由記述)		
偕楽園の表門への導入路「好文亭表門通り」、御成門への導入路「偕楽園御成門通り」について、地区の歴史性と調和した道路改良及び電線共同溝整備を実施した。周辺地区では、風致地区の指定や地区計画により規制・誘導が図られており、今回の道路景観整備により、歴史性を生かした景観形成が進展した。さらに、来訪者の中心市街地方面から偕楽園に向けての回遊性が向上し、本市の観光振興にも寄与している。		
定量的評価		
・好文亭表門通り 延長590m ・偕楽園御成門通り 延長280m		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		

状況を示す写真や資料等

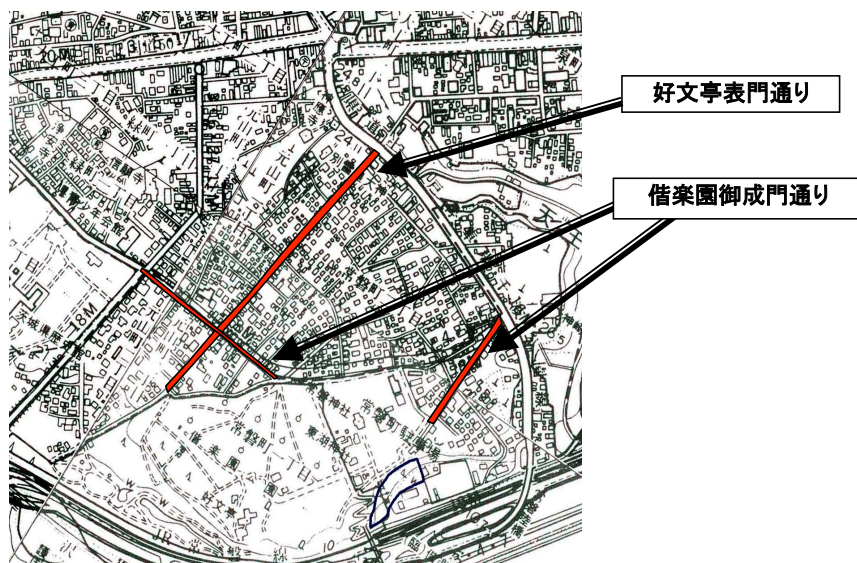
好文亭表門通り



偕楽園御成門通り



位置図



評価軸③

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目	現在の状況	
八幡宮拝殿及び幣殿保存修理事業	☒ 実施済み(計画の全て) ☐ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定	
定性的評価(自由記述)		
H22年2月4日付けで歴史的風致形成建造物に指定し、平成21～23年度の3か年間、歴史的環境形成総合支援事業により保存修理をした。幸いにも東日本大震災の影響も無く、平成23年6月に竣工した。		
定量的評価		
工事進捗率 100%		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	歴史的風致形成建造物として、今後とも積極的に周知・公開を図る必要がある。	

状況を示す写真や資料等

竣工写真



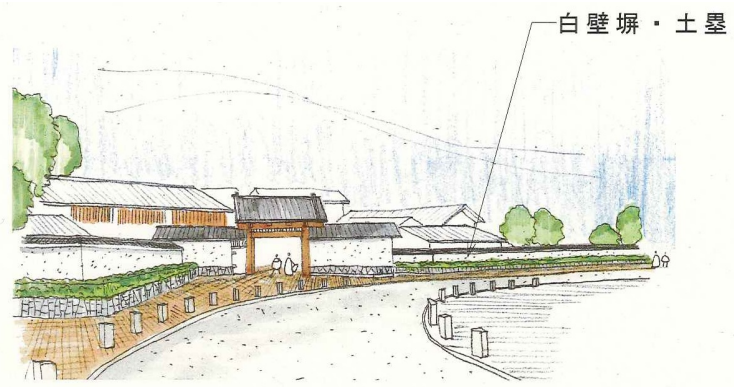
評価軸③
歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目	現在の状況	
第二中学校周辺環境整備事業	☐ 実施済み(計画の全て) ☒ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定	
	定性的評価(自由記述)	
本体工事 ・門、外壁 ・展示休憩施設 他		
定量的評価		
H24年度竣工予定		
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない		
状況を示す写真や資料等		

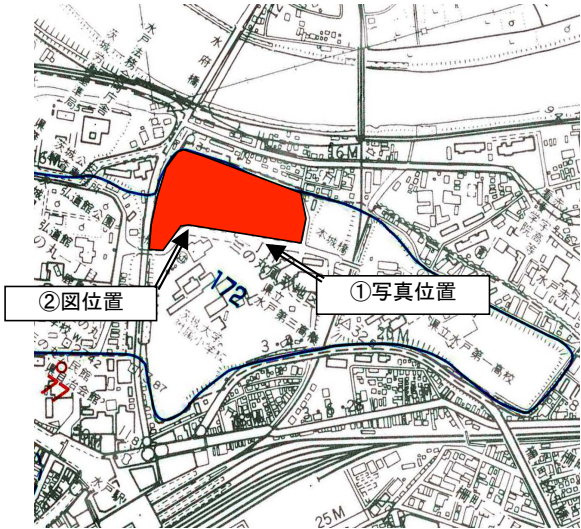
①整備前の周辺景観



②整備後のイメージ



位置図



評価軸③

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目	現在の状況	
水戸市民俗芸能文化財等伝承事業補助金交付事業	☐ 実施済み(計画の全て) ☒ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定	
定性的評価(自由記述)		
本市の歴史的風致を形成する民俗芸能等の伝承及び後継者の育成を図る目的で、市内の6団体にその活動費を補助した他、発表の場として11月27日(日)に水戸市郷土民俗芸能の集いを水戸芸術館にて実施した。		
定量的評価		
助成団体: 6団体 助成金額: 総額605千円	水戸市郷土民俗芸能のつどい 参加団体: 9団体 助成金額: 1,800千円 観客数: 371人	
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)	
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	「本市において維持及び向上すべき歴史的風致」で記載されている活動の一部のみに適用される市独自の助成制度であるため、今後とも各種の制度を研究・活用しながら伝承及び後継者の育成を図る必要がある。	

状況を示す写真や資料等



郷土民俗芸能のつどい(杉崎芸能保存会)



郷土民俗芸能のつどい(水戸太鼓)

評価軸④

文化財の保存又は活用に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目		現在の状況
①重点区域内での文化財指定の推進		☐実施済み(計画の全て) ☒実施済み(計画の一部) ☐検討中 ☐今後、検討予定
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で		
重点区域内において、4物件を市指定文化財に指定(平成23年10月28日指定 絵画2件, 仏像1件, 歴史資料1件)		
進捗状況 ※計画年次との対応		実施・検討にあたっての課題(自由記述)
☒計画どおり進捗している ☐計画どおり進捗していない		・重点区域を中心とした更なる文化財の指定及び保護の推進が必要である。

状況を示す写真や資料等



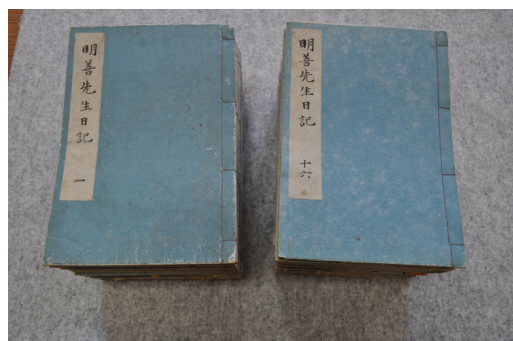
絹本着色 阿弥陀如来来迎図(善重寺)



絹本着色 聖徳太子絵伝(善重寺)



木造菩薩立像(薬王院)



石河明善日記(水戸市立博物館)

評価軸④

文化財の保存又は活用に関する事項

評価対象年度	
平成23年度	
項目	現在の状況

②重点区域内での埋蔵文化財の取り扱いの強化

- ☐実施済み(計画の全て)
☒実施済み(計画の一部)
☐検討中
☐今後、検討予定

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

重点区域内で城下町遺構が包蔵されている可能性が高い地域については、周知の埋蔵文化財包蔵地とされていない場合でも、地権者に理解と協力を求め、可能な限り試掘・確認調査や工事立会いを求めている。

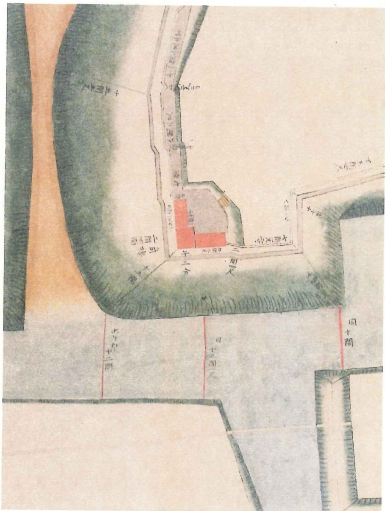
進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)
■計画どおり進捗している □計画どおり進捗していない	・城郭、武家屋敷、町屋などの城下町遺構の調査及び整備に関する検討が必要である。

状況を示す写真や資料等

○重点区域内の埋蔵文化財調査の例(水戸城二の丸角櫓周辺の発掘調査)

【調査名】水戸城跡第3地点(第29次調査)
【所在地】茨城大学教育学部附属小学校敷地内
【調査期間】平成23年8月9日～10月7日
【調査面積】58.75m²

【調査所見】二の丸角櫓推定地においては、これまでの試掘調査や立会い調査により、火災後の整地層や多量の瓦・漆喰の出土を確認しており、昨年度の発掘調査では、整地層が新旧二時期あること、本来の位置を保ったままの礎石の発見や、角櫓に葺かれていた瓦の大量な出土が見られた。



水戸城実測図 (部分拡大)
「角櫓 二間四面」とあります。



<展示会>
開催期間:平成23年10月8日～11月6日
観覧者数:1,155名



正保城絵図



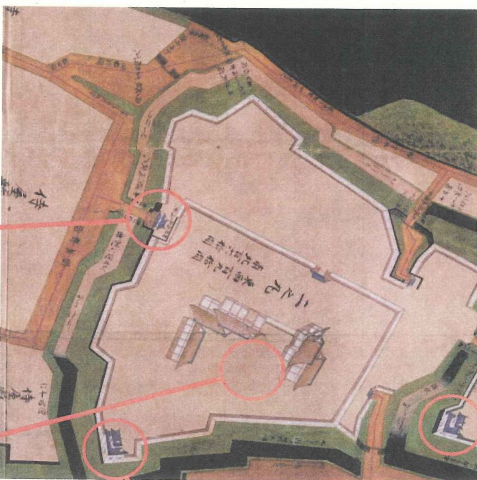
大手門

大手門と土塁
絵図と写真から、往時の水戸城二の丸は周囲に土塁が廻っていたことがわかります。写真左手にあるような土塁が、角櫓まで続いていたものと考えられます。



三階櫓

絵図と古写真にみる水戸城二の丸角櫓



正保城絵図 (部分拡大)



水戸城実測図



本丸南西角櫓

二の丸角櫓 (今回調査地点)

二の丸角櫓と本丸南西角櫓 (月見櫓)

今回調査を実施しております水戸城二の丸南西角櫓は、絵図で見る限りほぼ同様の建物であったと推定されます。

評価軸④

文化財の保存又は活用に関する事項

評価対象年度		平成23年度
項目	現在の状況	
③普及・啓発の推進	☐ 実施済み(計画の全て) ☒ 実施済み(計画の一部) ☐ 検討中 ☐ 今後、検討予定	

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

弘道館、偕楽園を始めとした、市内の歴史的風致を形成する各種の資産を紹介する各種の普及・啓発活動を実施した。

進捗状況 ※計画年次との対応	実施・検討にあたっての課題(自由記述)
☒ 計画どおり進捗している ☐ 計画どおり進捗していない	本年度はスポーツ事業とのタイアップで、文化遺産の普及・啓発活動を実施した。今後とも、様々な機会をとらえて歴史まちづくりの普及・啓発を図る必要がある。

状況を示す写真や資料等

○水戸郷土かるためぐりの実施
 期 日 8月1日、8月10日
 場 所 市内一円
 対 象 市内の小学生及び保護者
 内 容 水戸郷土かるたに読み込まれた各種の文化遺産を探索し、郷土の歴史に親しんでもらう。
 参加者 75名(2日間)

○ケースデンキスタジアムでの普及・啓発活動
 期 日 9月18日 第2回全国中学生ラグビーフットボール大会
 10月23日 第30回東日本中学校ラグビーフットボール大会
 12月18日 東日本トップクラブリーグ
 内 容 スポーツ事業開催時に水戸市の文化遺産、弘道館・偕楽園の世界遺産登録への取組み等について紹介

○水戸城二の丸角櫓発掘調査速報展の実施
 期 日 10月8日～11月6日
 場 所 水戸市埋蔵文化財センター
 参加者 1,155名

○世界遺産シンポジウム
 「災害復興と学問・教育遺産—弘道館・偕楽園の復興・再生と再発見」
 期 日 11月23日
 場 所 水戸芸術館
 参加者 300人

○第10回全国藩校サミットin水戸
 期 日 2月18、19日
 場 所 水戸芸術館
 内 容 徳川御三家である旧水戸藩の城下町での開催により、弘道館・偕楽園の復興と世界遺産登録に向けた機運の醸成を図る。

○水戸郷土かるた大会
 場 所 市内全小学校区
 対 象 市内の小学生
 参加者 3,263名



ケースデンキスタジアムでのPR



評価軸⑤

効果・影響等に関する報道

報道等タイトル		評価対象年度	掲載紙等
日時		平成23年度	
○水戸城跡発掘調査の現地公開	H23.9.30	NHK	
○葵の紋入り鬼瓦が出土 水戸城発掘調査 二の丸角櫓跡から	H23.10.1	読売	
○雑記帳 黄門様の居城から「お宝」発見	H23.10.1	毎日jp	
○「葵の御紋」鬼瓦出土	H23.10.1	産経	
○三つ葉葵の鬼瓦出土 水戸城発掘調査 角櫓の規模も判明	H23.10.1	茨城	
○南西角櫓の規模 初の確認 葵紋の鬼瓦なども出土	H23.10.3	常陽	

定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で

- ・テレビニュースで放送
- ・新聞に掲載

進捗状況 ※計画年次との対応	実施にあたっての課題(自由記述)
☐ 計画の進捗に影響あり ☒ 計画の進捗に影響なし	

状況を示す写真や資料等

雑記帳：黄門さまの居城から「お宝」発見
 2011年9月30日 19時47分 更新：9月30日 21時2分

水戸黄門・徳川光圀の居城、水戸城の二の丸角櫓(すみやぐら)跡から、三つ葉葵(あおい)の紋が焼き込まれた鬼瓦が出土したと水戸市教委が30日、発表した。8日から市歴史文化財センターで展示する。



水戸城は鎌倉時代の湊道。複数の城主を経て水戸徳川家の居城となった。市教委によると、徳川一族の中でも三つ葉葵紋を鬼瓦に施している例は少なく、御三家の威光を誇示したものとみられるという。

TBS系の長寿時代劇「水戸黄門」の放送が年内で終了することが決まり、観光振興への影響が懸念される中での「お宝」発見。関係者の間では黄門さまの印(いんろう)同様の効果が期待されている。【山崎明子】

毎日jp

平成23年9月30日 19時47分配信(21時2分更新) 毎日.jp(毎日新聞)

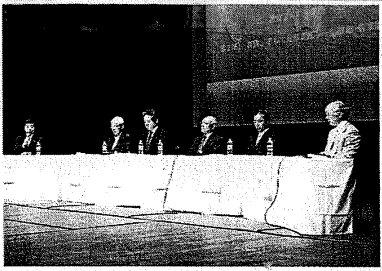


平成23年10月1日付 茨城新聞朝刊

評価軸⑤

効果・影響等に関する報道

報道等タイトル		日時	掲載紙等
○水戸八幡宮:拝殿の改修工事終了受け奉告祭		H23.10.14	毎日新聞
○弘道館を世界遺産に 水戸でシンポ		H23.11.24	茨城新聞
○偕楽園11カ月ぶり前面開園 好文亭が復旧		H24.2.7	茨城新聞
○全国藩校サミット70校から関係者 水戸		H24.2.19	毎日新聞
定性的・定量的評価(自由記述) ※定量的評価は可能な範囲で			
・新聞に掲載			
進捗状況 ※計画年次との対応	実施にあたっての課題(自由記述)		
□計画の進捗に影響あり			
■計画の進捗に影響なし			
状況を示す写真や資料等			



弘道館を世界遺産に 水戸でシンポ

有識者らを招いて開かれた水戸市世界遺産登録推進シンポジウム＝水戸市五軒町の水戸芸術館

世界遺産登録を目指す弘道館と偕楽園の復興、再生の在り方と、世界遺産としての価値を語るシンポジウム「災害復興と学問・教育遺産」が23日、水戸市五軒町の水戸芸術館で開かれ、約300人が有識者らの提言に耳を傾けた。

・弘道館復興支援の会
討論会では、偕楽園また、西村幸夫東大

の和田祐之介会長が「徳川慶喜が5歳で学び大きな教育効果があつた。教育内容で評価されている」と弘道館の価値を挙げた。

吾妻重三 関西大教授は、当時の学校に地域や階級を超えた開放性があったとし、「中国、韓国では国家の介入を招き開放性がなくなつたが、日本はそうならざる面白」とその独自性を紹介。

副学長は「損壊は深刻ではなく文化財的価値はある。建物の耐震性などきちんと報告書をまとめる必要がある」と提言した。

文化庁世界文化遺産特別委員会の五味文彦委員長は「震災は不幸だったが、弘道館の存在意義を知る機会ともなつた。復興は文化財を軸に考えてほしい」と訴えた。(根本樹郎)

2011年(平成23年)11月24日 木曜日



水戸市の偕楽園の復旧工事が完了し、公開された「好文亭」

平成23年月7日 茨城新聞

平成23年11月24日 茨城新聞